

# 能登半島地震から考える 地方自治と自治体の役割

岡田知弘（京都橘大学教授）

## はじめに

能登半島地震から早くも5か月近くが過ぎようとしている。しかし、被災地では、多くの瓦礫が残り、破壊された住家の公費解体も遅々として進んでいない。仮設住宅の整備もまだまだ時間を要する状況である。避難所や壊れた自宅に住む人も、水の確保や下水に苦勞しており、復旧の見通しもままならない状況である。

なぜこのような事態が放置されているのか、疑問をもつ人も多いのではないだろうか。私は阪神・淡路大震災以来、大きな地震災害の現場を調査し、地域経済学の視点から復興策について提言してきた。今回の能登半島地震の被災地には、2か月後に初めて訪れたが、過去経験したことのない大きな衝撃と違和感を覚えずにはいられなかった。それは、1000～1500年単位ともいわれる地殻変動や地盤の液状化による奥能登地方の街、農山漁村での大規模な被害状況や農地、農業施設の面的破壊を見たからだけではない。市街地や農山漁村を問わず、復旧作業に携わる人々や重機、家のかたづけをする被災者やボランティアの姿をほとんど見かけず、倒壊家屋等が打ち捨てられたままになっていたからである。

これは、災害の自然的側面での激しさだけでは説明できないものであり、明らかに災害に対する備えや災害時の対応をめぐる国や県の取り組みに問題があったといえる。本稿では、地方自治や自治体の役割という点に焦点をあてて、この問題を解明し、今後の被災地の復興だけでなく、災害の時代に入っているなかで、どの地域においても共通する問題があることを述べてみたい。

おりしも、国会では、軍拡をすすめている岸田内閣が、内閣が定める「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」、すなわち緊急時において国が地方自治体に「指示」できるとする地方自治法改正法案を上程し、地方自治体関係者から強い懸念の声があがっているところである。国による地方自治体の垂直的支配構造は、明治憲法の目指したところであり、戦後憲法は平和国家日本を実現するために国と地方自治体を対等なものとし、地方自治体に対して団体自治を認め、国民権論の下に地方自治体の主権者は住民であるとして、住民自治を重要な要素として定めた。とりわけ激甚被災地の石川県では、地震直後からその後の復旧、復興プラン作成の過程において、地方自治法改正の具体化が先取的になされ、それが被災地における復旧、復興の遅れを助長している側面がある。本論では、その点についても述べてみたいと思う。

## 1 2024 能登半島地震の特徴と人的・物的被害の地域性

### 1) 2024 能登半島地震の特性

能登半島地震は、2024年1月1日、16時10分に発生した。元日の夕刻前、故郷に里帰りした子どもや孫たちと、お酒も飲みながら新年のお祝いをしている家庭も多かったと予想される。このことが、公務員や消防団員たちの緊急出動の遅れ、さらに避難をめぐる交通渋滞や避難所の混雑を生み出すことになったことは否定できない。

地震の規模はマグニチュード7.6であり、石川県輪島市や志賀町では、最大震度7という大きな揺れを記録した。能登半島では、2007年3月にもマグニチュード6.9の能登半島地震が起きてお

り、この時は七尾市、輪島市、穴水町を中心に死者1名、負傷者193人、住家全壊68棟、半壊164棟の被害があった。さらに、2020年12月からは群発地震が続き、23年5月5日は、珠洲市で最大震度6強の地震を記録しており、住宅や商店、農家の建物や道路、水道等の構造物は、かなり痛んでいたと予想される。

今回の能登半島地震の震源地は、これらの群発地震のそれと比べるとかなり長大なもので、能登半島の北部から佐渡島の隣接地に至る150kmに及ぶ震源断層が連続的に動いていたことが明らかとなっている。断層破壊は40～50秒続いたといわれ、きわめて長くて強い揺れを感じるものであった。津波も、日本海側の広い領域で長時間続くことになった。

この地震によって、輪島市西部と珠洲市東部では、4メートルから2メートルの隆起が起り、少なくない漁港が使えなくなるほどの被害がでている。地層分析からは、1500年～2000年に1回の地殻変動だという指摘もなされている。

地震動や津波の被害だけではなく、山の大規模な崩壊や地滑り災害は、石川県内にとどまらず、富山県でも見られ、交通が遮断された「孤立集落」が数多く生まれることになった。さらに、液状化現象も、石川県の内灘町や和倉温泉だけにとどま

らず、富山県高岡市伏木地区や氷見市、新潟市の住宅街にも広がり、大きな面的被害をもたらした。

## 2) 人的・物的被害の地域性

ここで改めて、能登半島地震の被害状況を、人的被害と物的被害に分けて、見ておきたい。表1は、総務省消防庁がまとめている2024年5月21日時点での都道府県別被害状況である。人的被害は、死者・行方不明者248人、負傷者は1313人に達している。死者・行方不明者は、全員石川県であった。ただし、負傷者は、石川県に集中しているものの、新潟県と富山県とともに49人に達している。さらに、福井県、大阪府、兵庫県でも負傷者がでている。物的被害としての住家被害の方をみると、全壊棟数8571棟のうち8221棟が石川県に集中している。石川県では、これに半壊、一部損壊棟数を足し合わせると8万1242棟がなんらかの被害を受けている。ただし、ここでも新潟県や富山県での被害棟数が、相当規模に達しているほか、福井県で591棟、長野県で18棟が被害を受けており、被災地は石川県の能登地方に限定されているわけではなく、液状化被害が大きかった新潟県や富山県にも及ぶ広域災害であったことを指摘しておかなければならない。

そのなかでの最大の激甚被災地は石川県であっ

表1 能登半島地震の都道府県別被害状況

都道府県	人的被害					住家被害						
	死者	行方不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	合計
			重傷	軽傷	小計							
人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
新潟県			5	44	49	49	106	3,065		14	20,103	23,288
富山県			5	44	49	49	244	741			17,432	18,417
石川県	245	3	324	876	1,200	1,448	8,221	16,584	6	5	56,426	81,242
福井県				6	6	6		12			579	591
長野県											18	18
岐阜県												
愛知県				1	1	1						
大阪府				5	5	5						
兵庫県				2	2	2						
合計	245	3	334	979	1,313	1,561	8,571	20,402	6	19	94,558	123,556

※新潟県の公表資料において新潟市の住家被害（罹災証明申請数）は本表に反映していない

※富山県の公表情報において住家被害の「未分類」と表記されている情報は本表に反映していない

※石川県の死者数は石川県の公表資料に基づく

資料：消防庁「令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況（第99報）」2024年5月21日

たが、同県の市町別被害状況を表2で見てもよい。人的被害を見ると、死亡者、負傷者とも輪島市、珠洲市、穴水町に集中していることがわかる。2020年国勢調査に基づく人口当たりの人的被害比率も、穴水町の3.5%が最も高く、これに珠洲市の2.7%、輪島市の2.5%が続いており、奥能登地方で被害が激しかったことがわかる。なお、この時点では、災害関連死者数は合計15人となっているが、県が本格的な調査を開始したことから最低100人以上が申請している状況にある（石川県は5月23日に申請者のうち30人を関連死と認定）。そうなれば、死亡者数は300人を優に超える可能性もある。なお、石川県内における津波による死亡者数は2人に留まっている。

次に、石川県内の物的被害を、住家被害状況からとらえると、全壊世帯はやはり奥能登の輪島市と珠洲市、志賀町、穴水町に集中し、これに七尾市、能登町が続いている。半壊、一部損壊住家を入れると、石川県内の全市町で被害が出ていることがわかる。その被害の程度を図る指標として、世帯当たりの全壊棟数を計算すると、珠洲市で39.6%、輪島市で39.3%と両市が突出し、世帯比で4割の住家が全壊している計算になる。これに次ぐのが穴水町の15.1%であり、いかに甚大な被害

害が奥能登2市1町に集中したかがわかる。

## 2 生活・産業基盤の破壊と原発

### 1) 生活・産業基盤の被害

住家以外の産業・生活基盤の被害も大きく、道路、上下水道、電気、通信、港湾施設といったインフラや学校、病院、福祉施設等の各種公共施設の被害もあった。能登半島の海岸部を中心に、大規模な地滑り、がけ崩れが起き、道路が封鎖されて交通が遮断し、孤立した集落も続出した（1月10日、石川県発表分で22集落）。上水道の断水は、5月21日時点でも、珠洲市、輪島市を中心に約2200戸にのぼるが、実際には自宅まで通水できていない住宅や下水管や浄化槽の破壊によって下水が使えない住宅も多いと報道されている。

農業関連施設の被害（石川県全体）も多発し、農地1518件、農道1670件、水路2088件、ため池351件、揚水機203件の被害が報告されているほか、育苗センターやライスセンターなどの共同利用施設137件、個人所有の施設、機械、ハウスなど1290件、畜産農家の施設損壊64件、断水16件なども報告されている。また、漁業関係では、漁港の損傷（防波堤、岸壁、臨港道路損傷等）が県管理、市町管理合わせて60港で確認さ

表2 石川県における市町村別被害状況（2024年5月21日時点）

	2020年		人的被害				住家被害				
	人口(a)	世帯数(b)	死者行方不明者数	負傷者数	合計(c)	比率(c/a)	全壊(d)	半壊	一部損壊	合計	比率(d/b)
金沢市	463,254	207,520	0	9	9	0.0%	30	230	5,590	5,850	0.0%
七尾市	50,300	20,328	5	3	8	0.0%	381	2,841	10,935	14,157	1.9%
小松市	106,216	41,312	0	0	1	0.0%	1	73	2,475	2,549	0.0%
輪島市	24,608	10,208	109	516	625	2.5%	4,007	4,667	6,142	14,816	39.3%
珠洲市	12,929	5,517	103	249	352	2.7%	2,185	1,812	3,088	7,085	39.6%
加賀市	63,220	25,261	0	0	0	0.0%	14	44	1,817	1,875	0.1%
羽咋市	20,407	8,046	1	7	8	0.0%	65	520	2,820	3,405	0.8%
かほく市	34,889	12,528	0	0	0	0.0%	9	243	2,087	2,339	0.1%
白山市	110,408	40,958	0	2	2	0.0%	0	0	405	405	0.0%
能美市	48,523	18,192	0	0	0	0.0%	1	9	1,258	1,268	0.0%
野々市市	57,238	26,200	0	1	1	0.0%	0	0	91	91	0.0%
川北町	6,135	1,915	0	0	0	0.0%	0	0	30	30	0.0%
津幡町	36,957	13,399	0	1	1	0.0%	9	76	2,183	2,268	0.1%
内灘町	26,574	10,802	0	4	4	0.0%	122	524	1,135	1,781	1.1%
志賀町	18,630	7,447	2	104	106	0.6%	534	2,305	1,354	7,204	7.2%
宝達志水町	12,121	4,428	0	0	0	0.0%	10	70	1,406	1,486	0.2%
中能登町	16,540	6,103	0	2	2	0.0%	50	802	3,167	4,019	0.8%
穴水町	7,890	3,288	20	257	277	3.5%	497	1,433	2,105	4,035	15.1%
能登町	15,687	6,458	8	44	52	0.3%	306	935	5,338	6,579	4.7%
石川県計	1,132,526	469,910	248	1,200	1,448	0.1%	8,221	16,584	56,426	81,242	1.7%

注1 世帯数は、一般世帯と施設等の世帯の合計である。

資料：総務省統計局「国勢調査報告」2020年版及び石川県危機対策課「令和6年能登半島地震による人的・建物被害の状況について（第133報）」2024年5月21日

れているうえ、340隻以上の漁船が、転覆、沈没、座礁による損壊、流出被害にあったほか、共同利用施設や養殖場も被害を受けている。さらに、林野では340か所で山腹崩壊しているほか、林道が2120か所で路面崩壊、陥没の被害をうけ、47か所の林産加工施設が損壊した。

また、輪島市の朝市通りが震災直後の大規模火災によって焼失し、商店だけでなく地場産業の輪島塗の工房等も大きな被害を受け、七尾市の最大産業のひとつであった和倉温泉も大規模な液状化被害により復旧のためにかなりの時間と費用を要する状況となっている。

## 2) 志賀原発と柏崎刈羽原発の危険性再び明らかに

最後に、能登半島地震では、原発についても被害や深刻なトラブルが生じた。最大震度を記録した志賀町に立地する志賀原発では、冷却用の外部電源を取り入れる複数の変圧器で油漏れと損傷を引き起こした。また、2度目の震度6弱の地震で非常用ディーゼル発電機が停止するトラブルがあった。さらに、モニタリングポスト116か所のうち北側の18か所でデータを取得できない事態になったほか、県が指定した20の防護施設のうち6施設が地震によって損壊したことがのちに判明する。しかも、重大事故時の避難ルートとされた11路線のうち、なんと7路線が土砂崩れ等により通行止めとなったのである。事前計画では、30キロ圏の住民の少なくとも部分が輪島、珠洲方面に避難すると書かれていたが、これがまったく机上の空論であったことが判明したのである(市川章人「能登半島地震が問い直す原発の危険性」『NO NUKES まちの便り まちの声』第34号、2024年5月)。

もう一つの問題は、北陸電力が、これらの情報をただちに公開せず、情報を細切れで提供し、かつ訂正を繰り返したことである。これについては、被災地の住民からの反発が広がった。志賀町長も含め強く批判し、再稼働に対して慎重姿勢をとったと報道されている。

一方、東京電力柏崎刈羽原発では、地震動のために、放射性廃棄物貯蔵プールからの漏出事故があった。にもかかわらず、能登半島地震後も東京

電力だけでなく、政府、県、柏崎市長らが原発再稼働に向けて前のめりの姿勢を強めていることが問題である。

能登半島では、珠洲市内で珠洲原発建設計画があったが、住民による粘り強い反対運動の結果、その建設計画が2003年に頓挫した。もし仮に、この原発が稼働していたならば、福島第一原発事故と同様の被害が金沢市や富山県に広がっていた可能性もあり、この原発立地を阻止した取り組みの歴史的意義は極めて大きいといえよう。

## 3 なぜ対応が遅れたのか

### 1) 地震に対する県の備えは万全だったのか

今回の能登半島地震においては、甚大な被害であるにもかかわらず、冒頭に書いたような国や県の対応の遅れが目立っている。その原因は、どこにあるのだろうか。まず県に即して、検討してみたい。

対応の遅れということでは、元日であったという特殊要因もあるし、年末から年始にかけて、国会においてパーティ券問題が表面化し、岸田首相も、石川県の有力議員である森元首相も、そして馳知事もその対応に追われていた時期とも重なり、東京からはかなり遠い能登半島になかなか足を運ぶこともできなかったという短期的な政治的要因があったことは容易に想像がつく。だが、ここでは、より構造的な問題を検討してみたい。

第一に、国や県による地震被害想定が低いままになっていた点である。石川県では、2023年に『石川県地域防災計画 地震災害対策編』修正版を作成していたが、そこでは「能登半島北方沖の地震」として被害想定震源断層50km、マグニチュード7.0を想定していた。被災の中心都市は輪島市と珠洲市であるとされたが、「ごく局地的な災害で、災害度は低い」としていた。実際、最大規模の地震でも死者7人、全壊建物120棟、避難者数約2780人と想定していたのである。

ところが、2024年の能登半島地震では、現実の死者は245人、全壊建物8221棟、最多避難者数約3万4千人という被害状況であった。実は、政府の有識者検討会では、2013～14年時点で海底活断層を調査し、マグニチュード7.6の地震を

想定していたが、当時、石川県はこれに対応した地域防災計画の修正を行わなかったのである。

当然、避難所や食料・各種生活用品といった備蓄品も決定的に足りなかったといえよう。また、前述したように志賀原発の防災、避難路の安全対策も甘く、あわや大惨事を招くところであった。さらに、石川県では、災害時の道路等の啓開計画が存在しないことも判明した。国土交通省北陸地方整備局管内の各県とも、同様であり、災害直後に、県内や近隣県の土木建設業者が重機をもって被災地に入り、瓦礫を処理したり応急舗装などをして道路交通を確保する態勢がなかったということである。これも初動体制としては決定的な問題であった。自衛隊についても、熊本地震と比べて、現地に入る部隊や自衛隊員数が極めて少ないという問題が浮かび上がった。

第二に、より構造的な問題として、石川県政も推進した2000年代の「平成の大合併」があり、市町の職員数が大幅に減っていたことがあげられる。ちなみに2005年から20年の間に、表3で明らかのように、輪島市では29.9%、115人、珠洲市では28.8%、67人、そして七尾市では31.4%、138人の職員が減っており、その減少率は人口減少率よりも大きい。合併して、町村役場が無くなった周辺地域ではさらにその減少率が大きいといえる。石川県の土木・農林関係職員も同期間に4分1も減少しており、いざという時の災害対応力が大きく削減されていたのである。

第三に、建設業者が決定的に不足している。この間の建設業における「選択と集中」政策と自治

体合併による公共工事の減少により、小規模事業者の淘汰が能登地方でも進んでいた。石川県全体としても、建設業許可業者数は、2000年をピークに24年には2割も減少しており、県内業者だけでは災害復旧対応ができない状況がある（国土交通労働組合「能登半島地震・インフラ復旧の現況と課題」『建設政策』第215号、2024年5月）。これに人手不足や資材高が重なるなかで、建設労働者を確保できない事態が広がっている。

第四に、現場の自治体職員が少ない中で、災害対応については国や他の自治体からの派遣に依存することになる。また、避難所や倒壊家屋の片づけ等の現場では個人ボランティアの力を借りることになるが、石川県では当初から交通事情を理由にあげて、個人ボランティアの流入を抑止する対応をとった。3か月たった時点でも、熊本地震時の4分の1の水準であった。数だけの問題ではない。多くの専門家が指摘するように、ボランティアは行政の下請け業務をしているわけではなく、災害現場では必要不可欠な心のケアやコミュニティづくりを行う存在であり、その役割が発揮できていない点が問題として残されている（高林秀明「能登半島地震の被災地にみる人権と自治の課題」『暮らしと自治 くまもと』2024年5月号）。

第五に、倒壊家屋の公的解体が進まない原因のひとつとして、ボランティア不足以上に困難さを増しているのは、石川県が早期に2次避難策をとったことにあるといえる。劣悪な1次避難所や車中泊よりも、生活環境が改善される1・5次避難所や2次避難所は一時的には被災者の心身の健

表3 石川県被災地の市町別職員数及び人口増減率

	市町職員数（一般行政職）				人口増減率
	2005年	2020年	増減数	増減率	
金沢市	1,793	1,655	-138	-7.7%	2.0%
七尾市	561	385	-176	-31.4%	-18.6%
輪島市	385	270	-115	-29.9%	-25.0%
珠洲市	233	166	-67	-28.8%	-28.3%
穴水町	96	86	-10	-10.4%	-25.1%
能登町	310	207	-103	-33.2%	-28.0%

資料：総務省「決算カード」から作成。

康を維持するために効果があったと考えられるが、約1万人の被災者が中長期にわたり県内外のホテルや旅館に移動し、混住することによる様々な問題が生じた。なかでも、北陸新幹線開通による観光客受け入れのため、ホテルからの移動を要請された被災者は、半壊した自宅に戻るか、家族・親戚のところに行くか、あるいはみなし仮設住宅等に移動することを強いられた。また、自宅から遠く離れているために、公費解体や各種助成制度受給の前提となる罹災証明を受け取れないという問題があり、被災現場においては公費解体の遅れ、被災者においては生活再建のめどがたたないという深刻な問題を生み出しているのである。

#### 4 復旧・復興をめぐる問題と地方自治・住民自治

##### 1) 中越地震における旧山古志村の経験

能登のような中山間地における災害復興の先行例として2004年の中越地震の際の、旧山古志村の復旧・復興が参考になるといえる。当時、全村避難を強いられた旧山古志村については、新潟県は「創造的復旧」という言葉を使い、合併して、コンパクトシティづくりを志向していた長岡市の中心部近くへの集団移住と「二地域居住」を推奨した（岡田知弘・にいがた自治体研究所編『山村集落再生の可能性』自治体研究社、2007年）。

これに対して激甚被災地であった旧山古志村では「山古志に帰ろう」をスローガンに、集落ごと、旧村ごとに移動した仮設住宅の集会所で、住民たちが連日、地区ごとの復旧・復興計画をつくるワークショップを行い、3～4年後に7割の住民が帰還した。この間、生活基盤、産業基盤、防災の3つの視点から、災害に対応できる新しい村づくりを開始したのである。

併せて、新たな特産品づくりを仮設住宅の中で行い、復興公営住宅を被災者である建設業者が手掛けて、内部循環型の復興に取り組んだ。それができた最大の要素は、集落、旧村というコミュニティ単位での議論とそれを施策化した旧山古志村の職員の努力であった。また、鯉の養殖池等の再建のために比較的小規模な災害対策費を使えるようにした復興基金の役割も大きい。

##### 2) 「石川県創造的復興プラン」への懸念

一方、石川県は、2月1日に復旧・復興本部を設置し、「創造的復興に向けた基本方針」の検討を開始した。6月をめざして「石川県創造的復興プラン」の策定を、国と「連携」し、関係市町と「調整」しながら進めるとしている。5月21日には、その文案も発表された。

「創造的復興」は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の復興理念に据えられたが、時の政府や自治体トップが進めたい大規模開発事業や先端的プロジェクトに予算や人員の多くを投入し、被災者の生活再建が後回しになってしまう例が多く、それと対置する形で東日本大震災では岩手県のように「人間の復興」を優先する復興理念を掲げた自治体が登場した。

2月1日に県が示した創造的復興プランの素案の冒頭にある「理念」には、「必ず能登に戻す」という言葉が躍っており、正直、愕然とした。このスローガンは、前出の「山古志に帰ろう」とは異なり、明らかに県や国のトップの「上から目線」であり、強い批判を浴びた。5月21日のプラン案では、この言葉は消え、「地域の考える地域の未来を尊重する」という文言に変わってきている。

だが、馳知事が2月時点で真っ先に口にしていたのが、奥能登4病院を統合した能登空港病院構想であった。陸上交通が不便で高齢化が進む奥能登において、厚生労働省が推進してきた病院統合論を先取りすることが、果たして合理的な政策なのだろうか。そのほか、プラン案では、マイナーバーカードを軸にしたDX対応の強化等、中央省庁の意向を反映した施策案が目立つ。それは、復興プランの策定過程とも関係している。

石川県の復旧・復興本部の構成員を見ると、26人のうち古賀政府現地災害対策本部長以下各省庁からの派遣職員が9名、そして馳知事や県警本部長を除く県の部長級幹部15人のうち少なくとも5人が、震災前から国によって派遣されている国家公務員となっている。具体的には、副知事（経産省）、総務部長（財務省）、企画振興部長（総務省）、農林水産部長（農林水産省）、プロジェクト担当参事（国土交通省）であり（内閣人事局「国と地方公共団体との間の人事交流の実施状況」2023

年10月1日現在)、このような国家公務員の地方自治体への派遣は地方創生政策の一環として強化されたものである。ただし、石川県の人口規模からみると派遣幹部の数がかなり多いといえる。これでは、各省庁の施策の実験場として能登半島被災地が使われていると疑われても仕方がないのではないだろうか。

もっと厳しく言えば、現在、国会で審議中の地方自治法改正に盛り込まれた「補充的指示権」を実質的に先取りして、県や市町の地方自治体の決定に関与しながら、各省庁が自治体の施策を企画、立案、執行しつつあるともいえる。加えて、前述したボランティア団体の管理強化についても、今回の地方自治法改正案に盛り込まれた、自治体が地域共同団体を指定し、行財政的支援を行うという条項の裏返し（つまり、指定しない団体については排除あるいは無視する）だともいえる。

## おわりに 憲法の理念と地方自治を生かした復興を——「棄民政策」を超えて

被災地では、5月21日時点でも、少なくとも3500人以上の被災者が避難所生活を続けている。仮設住宅が完成するのは8月であるとも言われており、それまでに生活の場を求めて、能登の地から移動する人も多くいるのではないかと考えられる。すでに被災3ヶ月で、被災6市町では2750人の転出があり、例年の4倍弱になっているという（時事通信、2024年5月2日配信）。

そのようななかで、発災直後から「復興よりも移住促進」「選択と集中で中心都市に移住を」というキャンペーンがなされ、4月9日の国の財政制度等審議会の分科会では、今後の復旧・復興にあたっては、コストを念頭に集約的なまちづくりを念頭におくべきだという提言まで打ち出された（『東京新聞』2024年4月17日付）。

これらの議論には、被災者の生活再建やそれを支える生業の再生への視点だけでなく、今後予想される首都直下型地震や南海トラフ地震への警戒心がほとんど見られない。当座のコストパフォーマンス論だけで中心都市や大都市圏への人口の集中がなされ、そこに大規模自然災害が襲うとなれ

ば、より巨額のコストが発生するのは目に見える。

むしろ、能登半島地震の教訓は、大災害の時代において、水道や電気エネルギー、食品供給を含めて小規模分散型の都市や農山漁村の再形成をどのように行い、そこでの自然と人間の共生のために地方自治体が住民や地元の農家や企業とともにいかに地域内経済循環を太くしていくかということではないだろうか。

今後の復旧・復興を考えると、前述の旧山古志村の教訓を生かして、コミュニティ単位での復旧・復興計画をつくり、それをもとに政府や自治体によるなりわい再建支援金制度等様々な補助金を活かしていく必要がある。中越地震では、農家や中小企業者が活用しやすいように復興基金を柔軟に運用した経験があるし、現に能登の各地で被災者を中心にした再生の動きが生まれつつある。

ところが、馳知事は、第2回復旧・復興本部会議の総括発言において、「災害と国防の一体化」ということで自衛隊の輪島駐屯地や能登空港の国防機能強化を示唆する発言をあえて行っている。軍拡をすすめる岸田政権下での新たな動きである。しかし、軍事施設ができ自衛官が移住したとしても、被災地で暮らしていた住民の生活再建ができなければ、それは復興とはとても呼べないであろう。いわば「棄民政策」である。

今必要なことは、そのような方向ではなく、被災者の平和的生存権、幸福追求権、そして生きるための財産権を保障するために、災害の多様性に柔軟に対応できる地方自治を充実させる方向、すなわち憲法を被災地で生かす方向であるといえる。能登の被災現場を調査し被災者の声を聴き、住民からも要望されているコミュニティ単位の復旧・復興計画を市町が中心となってつくり、国や県はそのバックアップに徹すべきであろう。何よりも基礎自治体を中心に、一人ひとりの被災者の生活再建、地域社会の復興を最優先し、復興資金の地域内経済循環を高めるような復興方策の実現を強く望みたい。

（おかだ ともひろ）